

平成 22 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	① 陳 情 第 42 号 ② 陳 情 第 43 号 ③ 陳 情 第 44 号 ④ 陳 情 第 45 号 ⑤ 陳 情 第 49 号 ⑥ 陳 情 第 50 号	受理年月日	① 平 21. 2. 4 ② 平 21. 2. 19 ③ 平 21. 3. 12 ④ 平 21. 3. 12 ⑤ 平 21. 3. 19 ⑥ 平 21. 3. 19
件 名	① 川内原発 3 号機増設の反対を求める意見書提出について ② 九州電力の川内原発 3 号機増設反対の意見書提出について ③ 川内原発 3 号機増設反対について ④ 川内原発 3 号機増設について ⑤ 九州電力の川内原発 3 号機増設の反対について ⑥ 九州電力の川内原発 3 号機増設反対の意見書提出について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	環境文教委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、42号＝川内原発3号機増設に係る環境影響評価準備書の審査に当たっては、県民参加の審査会を設置するなど、県民の合意を図るようにするとともに、川内原発3号機増設に反対することについて、43号、44号、45号、49号、50号＝川内原発3号機増設の反対について、このうち42号、44号、45号は鹿児島県知事に対し、43号、49号、50号は鹿児島県知事及び薩摩川内市長に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、九州電力は、平成12年9月8日、県及び川内市（現：薩摩川内市）に対し、川内原子力発電所の増設を検討するための環境調査の実施について要請を行い、15年5月16日に県がこれを了承したことから、同年10月1日に環境調査を開始している。その後、21年1月8日に川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書を経済産業大臣へ届け出るとともに、県知事、薩摩川内市長及びいちき串木野市長へ同準備書を送付し、併せて、県知事及び薩摩川内市長に対し増設に関する申し入れを行っている。22年1月21日には、経済産業大臣に対し、増設に係る環境影響評価書を提出し、2月19日に経済産業大臣から同評価書について確定通知を受領するとともに、県知事、薩摩川内市長及びいちき串木野市長へ同評価書を送付している。その後、経済産業省は5月18日に薩摩川内市で、川内原子力発電所3号機の設置に係る第一次公開ヒアリングを開催し、6月7日には薩摩川内市長が増設の申し入れに同意することを表明し、同月29日にはいちき串木野市長が増設容認を表明している。以上のような経過を踏まえ、九州電力は9月24日に経済産業大臣に対し、増設に係る重要電源開発地点指定申請を行い、これを受けて資源エネルギー庁長官が10月26日に県知事に対して意見を照会したところ、11月19日に知事は異議のない旨回答しているとの説明がなさ</p>			

れた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「原子力発電の安全性や電力需要、再処理問題等に関して資料要求を行ったところであり、引き続き審査を続けたいと思料することから、継続審査としたい。」という意見や、「本件については、不採択としたい。」という意見、「本件については、採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「核燃料サイクルはもとより、日本の原子力利用計画そのものが破綻している。原子力発電はトイレのないマンションと言われるが、核廃棄物の扱いは全くの無策で、廃炉になる原子炉解体の無人化技術についても一切開発がなされておらず、石油よりも乏しい輸入資源であるウランを使って発電を続けていくことに合理性はない。原子力は広告やテレビ等で行われているようなクリーンなエネルギーではなく、ウラン鉱山での採掘残土を生み出すところから、ウランの精製・濃縮、発電所や関連施設の建設、核燃料の管理に至るあらゆる行程で多くの資源とエネルギーを無駄に消費し、放射能汚染と二酸化炭素を生み出す環境破壊的なものであると考えられる。現在も薩摩川内市で1号機と2号機が稼働しているが、世界最大級の3号機が造られると、何ら処理の目処が立っていない核廃棄物がさらに発生し続け、六ヶ所再処理工場が稼働できない状況では、核廃棄物の溜まったドラム缶が本市に隣接する自治体に続々と溜まり続けることになり、適切に処分する方法が開発されていない中、数十万年にも渡って安全に保管し、厳しく見ていかなければならない状況が続く。こうした日常的な放射能による健康被害の問題、温排水、事故、原発震災のリスク、核廃棄物や被ばく労働といった、解決されていない重大問題がいくつもある原子力発電所3号機が、隣接自治体に増設されることについては賛成できないことから、本件については採択したい。」という意見、「陳情の趣旨を踏まえて考えた場合、本件については不採択としたい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。